

会議記録

名 称	令和3年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会
日 時	令和3年7月29日(木) 午後2時から3時15分まで
場 所	菊沢コミュニティセンター 多目的室
出席者	委員 14名(別表のとおり) 事務局 7人(羽山課長、長谷川係長、寺内、岩田、見目、笹本、吉田) 各包括 5人(東部台:福田、北:小久保、中央:小川、南:伊藤、西:小倉)
内容及び結果等	<p>○上記会議を開催した。結果は、次のとおり。</p> <p>1 開会(「3 会長及び副会長選出」まで 進行:羽山課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議に先立ち委嘱状交付式を行うところだが、新型コロナ対策及びそれに伴う会議時間の短縮のため、机上に置かせていただく。簡易的な交付となるが、ご理解願いたい。令和6年3月31日までの任期、よろしく願いたい。 ・新型コロナ対策のため、会議時間の短縮を図る。説明も要点を絞り、全体で60分~70分の会議としたいので、スムーズな議事の進行にご協力願いたい。 <p>2 委員自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、別紙名簿順に自己紹介を行った。 ・事務局は、席順(配席図参照)に羽山課長が職員の紹介を行った。 ・各包括は、席順(配席図参照)に自己紹介を行った。 <p>3 会長及び副会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長は、奥山明彦委員から福田英夫委員を会長とする提案があり、当該提案を委員に諮ったところ、委員全員の承認があったため、福田英夫委員を会長とすることと決した。 ・副会長は、福田英夫会長が鈴木茂委員を副会長に指名し、鈴木茂委員はこれを受諾したため、鈴木茂委員を副会長とすることと決した。 ・鹿沼市地域包括支援センター運営協議会は、福田英夫会長、鈴木茂副会長の体制で進める。 <p>4 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃、包括の事業は、皆様の大きなご協力によりその役割を發揮できていると考えている。 ・また、様々なご支援のもとに地域包括はその形を整えていると思っている。 ・本市の高齢化率が30%を超えたとのこと、これは以前から予想されていたことだが、今般の新型コロナ問題と併せて、想定していないような問題が起こる可能性があると考えます。 ・地域包括ケアシステムの推進や包括の事業が確実に進められていけば、様々な

内容及び 結果等	問題を乗り切ることができる考える。
	・事業報告と事業計画を説明すること、過去と未来も重要であるが、現在の情報も提供してもらえるとありがたい。
	・感染対策で時間が限られているが、忌憚のない意見を期待している。
	5 議事（進行：福田会長）
	(1) 地域包括支援センター運営協議会について（説明：事務局岩田主査）
	資料1 （別紙資料1ページから3ページまで）に基づき、運営協議会の概要等、地域ケア推進会議との関連及び地域包括ケアシステムに関する説明を行った。
	→ 質疑なし
	(2) 令和2年度実績報告について（説明：事務局長谷川係長）
	資料 令和2年度地域包括支援センター年報及びプロジェクター投影により（別紙参照）、令和2年度の実績報告に関する説明を行った。
	→ 質疑なし
	(3) 令和3年度事業計画について
	資料2 （別紙資料4ページから14ページまで）に基づき、令和3年度の職種別計画及び包括独自事業に関する説明を行った。
	・4ページ 事業計画（説明：事務局岩田主査）
	・5ページ 総合事業・生活支援体制整備事業 事業計画（同上）
	・6ページ 保健師業務計画（説明：事務局寺内主査）
	・7ページ 社会福祉士業務計画（説明：見目主任主事）
	・8ページ 主任介護支援専門員業務計画（説明：笹本主任CM）
	・10ページ 東部台地域包括事業計画（説明：福田管理者）
	・11ページ 北地域包括事業計画（説明：小久保管理者）
	・12ページ 中央地域包括事業計画（説明：小川管理者）
	・13ページ 南地域包括事業計画（説明：伊藤管理者）
	・14ページ 西地域包括事業計画（説明：小倉管理者）
	→ 質疑なし
(4) 令和3年度地域包括支援センター運営体制について	
→ 省略・羽山課長が次項で東包括の移転について説明。	
(5) その他（各委員からの自由意見）	
→ 別紙意見等一覧のとおり。事務局に対する質疑なし。	
・補足説明（羽山課長）	
東地域包括支援センターは、現在上石川に整備中の北犬飼コミュニティセンター内に移転。移転時期は10月初旬。	

内容及び 結果等	6 その他（進行：羽山課長）		
	次回会議である第2回の運営協議会は、来年（令和4年）1月から2月頃に開催したい。冬場の開催となるので、新型コロナの感染状況によっては、書面開催とする場合もある。		
	感染状況を見極めながら開催の形式を決定したいと考えている。		
	その他、全体として何かあるか？		
	→ 特になし		
	7 閉会（進行：羽山課長）		
	以上で、運営協議会を閉会する。		
配布資料	【事前送付】 (1)運営協議会委員名簿 (2)運営協議会設置要綱		
	(3)地域ケア会議実施要綱 (4)令和2年度包括年報		
	【当日配布】 (1)運営協議会会議次第		
	(2)資料1 地域包括支援センター運営協議会について		
	資料2 令和3年度事業計画（職種別・包括独自事業）		
	資料3 令和3年度運営体制		
	※資料1から資料3まではホチキス留めによる資料		
	(3)運営協議会委員名簿		
	(4)運営協議会設置要綱		
	(5)地域ケア会議実施要綱		
	(6)配席図		
	【参考配布】 (1)地域包括支援センターリーフレット		
	(2)第8期いきいきかぬま長寿計画		
	(3)マイエンディングノート		
	(4)在宅医療普及啓発パンフレット		
(5)成年後見センターパンフレット			
(6)介護者の会チラシ			
(7)(公社)認知症の人と家族の会リーフレット(西澤委員から配布)			
次回予定	令和4年1月から2月頃（新型コロナの感染状況により書面開催）		
記録者	高齢福祉課地域包括ケア推進係 岩田		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	公開	・ 非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0人

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（受付用）

（任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）

（結果） 委員14人、事務局7人、包括5人 計26人

No	団体名等	氏名	出席
1	上都賀郡市南部地区医師会	おくやま あきひこ 奥山 明彦	○
2	鹿沼歯科医師会	そうま ひでひと 相馬 英人	○
3	鹿沼薬剤師会	しもつま かずひこ 下妻 和彦	○
4	鹿沼地区介護支援専門員連絡会	かわた まさかず 川田 雅一	欠
5	栃木県看護協会県西地区支部	きくち みき 菊地 幹	○
6	鹿沼市特養連絡協議会	ふくだ ひでお 福田 英夫	○
7	市内老人保健施設（たけむらクローバー館）	もりした てるじ 森下 輝治	○
8	鹿沼市介護者の会	にしぎわ みよこ 西澤 三好子	○
9	鹿沼市自治会連合会	よしい かずお 吉井 和夫	○
10	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	すずき しげる 鈴木 茂	○
11	鹿沼市ボランティア連絡協議会	すだ ようこ 須田 陽子	○
12	鹿沼市老人クラブ連合会	すずき やすこ 鈴木 康子	○
13	鹿沼市社会福祉協議会	たのい たけし 田野井 武	○
14	栃木県県西健康福祉センター	ふくだ まりこ 福田 真理子	○
15	宇都宮短期大学	おの あつし 小野 篤司	○

・事務局出席者 7人 羽山、長谷川、寺内、岩田、見目、笹本、吉田 ※小林部長欠席

・各包括出席者 5人 東部台（福田）、北（小久保）、中央（小川）、
南（伊藤）、西（小倉） ※東（小林）欠席

・審議会等の公開に基づく傍聴者 なし

令和3年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

と き 令和3年7月29日（木）

午後2時から

ところ 菊沢コミュニティセンター多目的室

1 開 会

2 委員自己紹介

3 会長及び副会長選出

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 地域包括支援センター運営協議会について

資料1

(2) 令和2年度実績報告について

資料 令和2年度鹿沼市地域包括支援センター年報

(3) 令和3年度事業計画について

資料2

(4) 令和3年度地域包括支援センター運営体制について

資料3

(5) その他（各委員からの自由意見）

6 その他

7 閉 会

地域包括支援センター運営協議会について

1 運営協議会の概要

- ・設置根拠 介護保険法施行令第140条の66
- ・目的 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の適切で公正、中立な運営の確保
- ・設置主体 鹿沼市
- ・役割 センターの各業務の評価等を行う
- ・設置年度 平成17年度（平成17年12月21日）

2 運営協議会の所掌事項

- ・センターの設置等に関する事
- ・市町村の実施方針への意見
- ・センターの運営、職員の確保に関する事
- ・その他の地域ケアに関する事 等

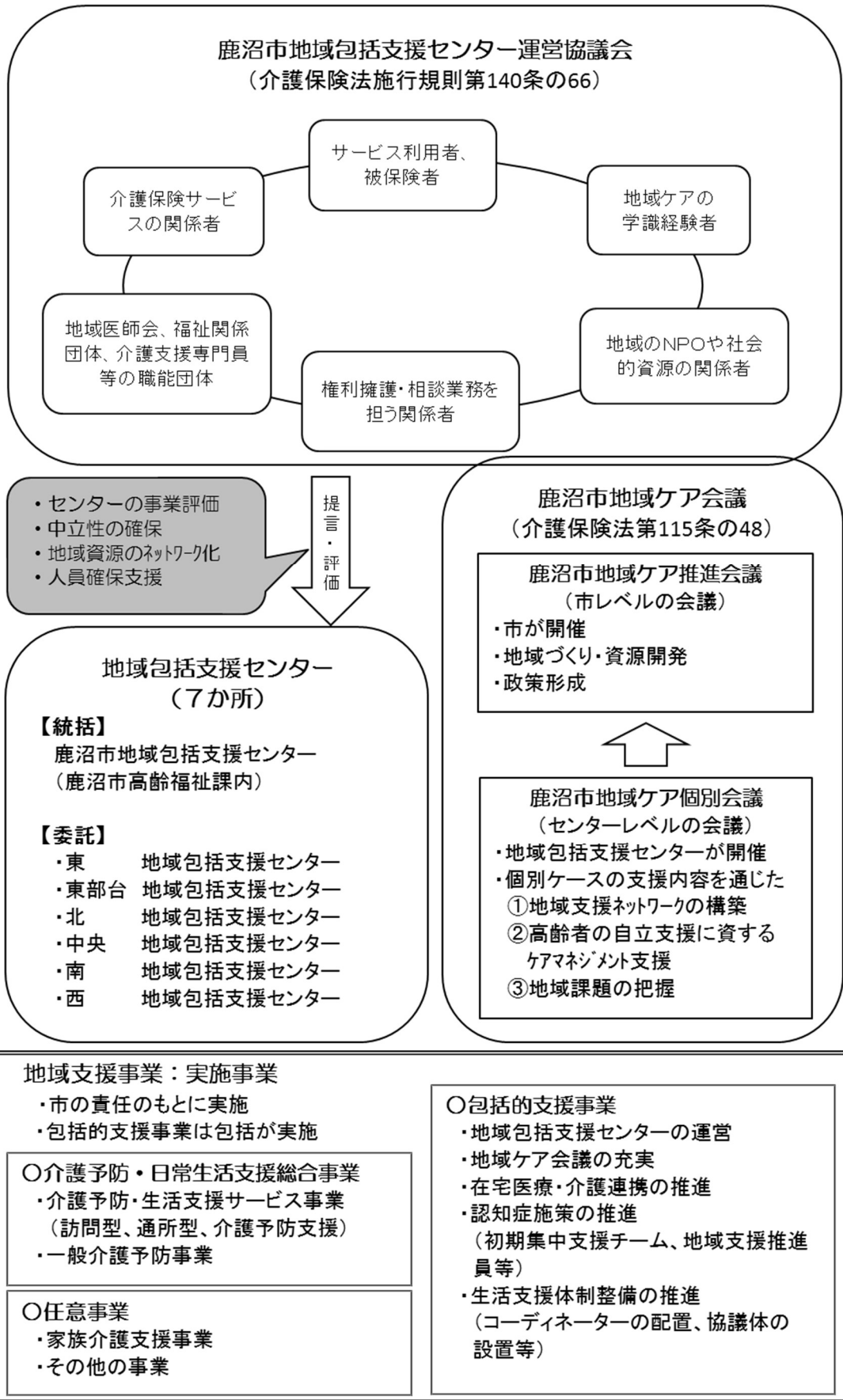
3 運営協議会の構成員（15人）

- ・サービス事業者、職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員等）
- ・サービス利用者、介護保険の被保険者
- ・地域の社会的資源や権利擁護などの関係者
- ・地域ケアに関する学識経験者

4 地域ケア会議との関連

- ・設置根拠 介護保険法第115条の48
- ・目的 包括的支援事業の効果的な実施のための多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築を行う
- ・設置主体
 - 「地域ケア個別会議」（各包括レベル）…各センターが開催
 - 及び役割
 - 個別ケース（困難事例等）の支援内容を通じた
 - ①地域支援ネットワークの構築
 - ②ケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握 等
 - 「地域ケア推進会議」（市レベル）…市が開催
 - 地域ケア個別会議における検討事例に基づく
 - ①地域課題の発見・把握
 - ②地域づくり・地域資源の開発
 - ③政策形成
- ・構成員 運営協議会委員（運営協議会後に開催）
 - ◎「地域ケア会議に関するQ&A」H25.2.14 厚労省事務連絡（要約）
 - 運営協議会が地域ケア会議の目的・機能に合致する内容の検討を行う場合は、置き換えて差し支えない。

＜本市地域包括支援センター概念図＞



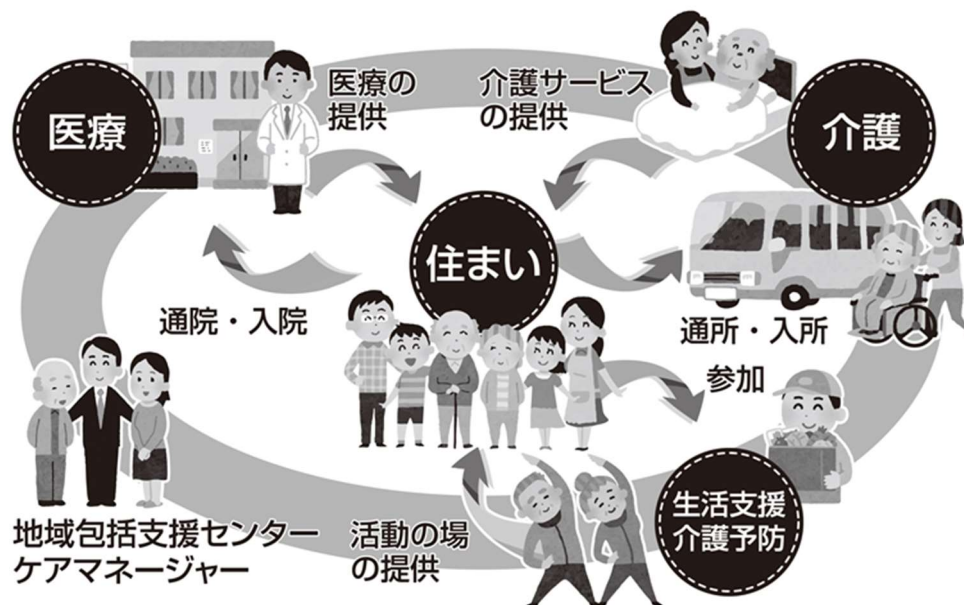
5 地域包括ケアシステムについて

- ・背景 高齢化の進展に伴う介護費用の増大
団塊の世代が75歳以上となる2025年の到来
団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の到来
- ・目的 ○高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるための支援
○要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止
- ・法的根拠 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月)
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

<主な内容>

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進
- 医療・介護の連携の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進 等

【地域包括ケアシステムのイメージ】



令和3年度 事業計画について

＜地域支援事業について＞

介護保険法に基づき平成18年度に創設された介護予防事業、包括的支援事業、及びその他の地域支援事業（任意事業）を行い、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的として実施するものである。

また平成27年の介護保険法改正では、総合事業が開始されるとともに、包括的支援事業のイ 地域ケア会議推進事業、ウ 在宅医療・介護連携推進事業、エ 生活支援体制整備事業、オ 認知症総合支援事業が新設された。

本市では平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、ア 介護予防・生活支援サービス事業、イ 一般介護予防事業を地域支援事業として実施している。

＜鹿沼市が実施する地域支援事業一覧＞

事業名	事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	ア 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス(第1号*訪問事業) <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市介護予防ホームヘルプサービス ・訪問型サービスA ・通所型サービス(第1号通所事業) <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市介護予防デイサービス ・通所型サービスB ・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントA ・介護予防ケアマネジメントC
	イ 一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	ア 地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 イ 地域ケア会議推進事業 ウ 在宅医療・介護連携推進事業 エ 生活支援体制整備事業 オ 認知症総合支援事業
任意事業	ア 家族介護支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者教室事業 ・認知症高齢者見守り事業(サポーター養成・キャラバンメイト養成等) ・家族介護継続支援事業(元気回復事業・慰労事業) イ その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・福祉用具・住宅改修支援事業

*第1号事業…介護保険法第115条の45第1項第1号に定める事業

令和3年度 総合事業・生活支援体制整備事業 事業計画

1. 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

- ・鹿沼市介護予防ホームヘルプサービス（旧介護予防訪問介護相当）
- ・訪問型サービスA（シルバー人材センターによる生活援助）

(2) 通所型サービス

- ・鹿沼市介護予防デイサービス（旧介護予防通所介護相当サービス）
- ・通所型サービスB（住民主体の通所型サービス）

(3) 実施を検討するサービス

- ・通所型サービスA（事業者主体の緩和した基準による通所型サービス）
- ・訪問型サービスB（住民主体の訪問型サービス）
- ・通所型サービスC（市が行う生活機能改善の短期集中予防サービス）

2. 生活支援体制整備事業

令和2年度は日常生活圏域17地区すべてに第2層協議体（地域の話し合いの場）の設置を完了した。加えて、各地区の特色ある活動を調査した。

本年度は、設置された各協議体の活動を更に進められるよう、各地区の状況に合わせて支援内容を検討する。また、把握した各地区の状況を各関係機関へ周知し、第2層協議体の間での情報共有を進める。

3. 地域包括支援センターの機能強化

令和3年4月の介護保険制度改正を受け、地域包括支援センター（以下「センター」という。）に係る規程等の整備を進める。

(1) センター運営規程の整備

- ①感染症対策の強化
- ②業務継続計画の策定
- ③ハラスメント対策
- ④高齢者虐待防止の推進
- ⑤会議や多職種連携におけるICTの活用

(2) センター運営方針の制定

- ・介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念並びに業務推進の方針を定めるもの
- ・センターの事業評価の評価項目の一つ

(3) センター職員の基準及び員数に関する条例の制定

- ・介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するためのセンターの職員に関する資格や職員数の基準を定めるもの

令和3年度 保健師業務計画

1. 在宅医療・介護連携推進事業

- ア) 地域医療・福祉資源の把握：「医療・介護資源ガイドブック」の電子化と更新
- イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討：「在宅医療・介護連携推進会議」の開催
- ウ) 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進：認知症初期集中支援チームとの連携
- エ) 医療・介護関係者の情報提供の支援：「在宅療養多職種連携ガイドブック」の改訂
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援：コーディネーターの配置と相談窓口の設置
- カ) 医療・介護関係者研修会：「在宅医療と介護を考える会」、症例検討会「コレデイイノ禍」への参加、協力
- キ) 地域住民への普及啓発：2021年度版「エンディングノート」の活用・出前講座の実施
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携：在宅医療・介護連携行政担当者会議（6回／年）、「11月人生会議の日」市民への普及啓発実施

2. 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

各種教室参加者や年度中73歳になる人を対象に、生活機能を評価する基本チェックリストを行い、支援を要する人を把握し介護予防活動へつなぐ。また、関係機関や地域から収集した情報を活用し、同様に介護予防活動へつなぐ。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室や認知症予防教室の開催、出前講座等において普及・啓発を行う。その際、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士等、専門職の力を活用し、一人一人が継続して介護予防に取り組めるよう支援する。また、市のホームページや鹿沼ケーブルテレビ等において、コロナ禍にあっても自宅でできる取り組みの推進を行う。

(3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防運動教室「元気アップくらぶ」で介護予防の運動指導を行うボランティア「KANUMA 元気アップ応援隊」の養成講座を実施し、住民の力を活用した住民主体の介護予防を推進していく。また、フォローアップのための研修会を行い、ボランティアの力量向上を目指すとともに、活動の後方支援を行う。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職協会鹿沼支部と連携し、元気アップくらぶへリハビリ専門職の講師を派遣することで、地域での介護予防の取り組みを機能強化する。

令和3年度 社会福祉士業務計画

1. 総合相談・支援事業

地域住民等からの相談に応じ、適切なサービスや機関につなぐとともに、困難事例など必要に応じて、委託地域包括支援センターと協働・連携して支援する。

2. 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待事例について、委託地域包括支援センターと支援策の検討や医療機関、ケアマネジャー、民生委員など関係機関と協働・連携しながら支援を図る。

委託地域包括支援センター職員や介護支援事業所職員を対象に、高齢者の権利擁護に関する研修会を実施する。

(2) 令和2年度より鹿沼市成年後見センターを開設。平成30年度から実施している成年後見制度相談会に加えて、令和2年度より権利擁護ケース検討会議を開催し、専門職間での事例検討の機会を設けている。

成年後見センターのさらなる機能強化を進めるとともに、鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の更なる啓発及び利用促進に向けて取り組む。

3. 認知症対策

(1) 医療や介護サービスにつながない認知症のある方について、「鹿沼市認知症初期集中支援チーム（医療・福祉の専門職で構成）」と地域包括支援センターが連携して当事者や家族を支援する。

(2) 認知症についての正しい理解、普及啓発を図るため、認知症の方を地域で支援する「認知症サポーター」の養成を行う。新型コロナウイルスの影響で、集合での開催が困難なため、認知症のパンフレットを配布する、養成講座をオンラインで開催するなど、コロナ禍での養成講座の実施方法を検討する。

また、講師となる市内のキャラバンメイトに対してのフォローアップや積極的な活用にも取り組む。

(3) 鹿沼市介護者の会に出席し、介護者の会・会員の相談に応じ、認知症施策について協力して取り組む。

(4) 認知症ケアパス（認知症の手引き）を改訂し、認知症の人だけでなくその家族や身近な人が安心して生活できるよう、認知症の進行に応じた支援の流れをわかりやすく周知します。

4. 在宅介護支援センター

市内に7か所設置されている在宅介護支援センターとの連絡会を定期的に行い、地域包括支援センターとの連携を図るとともに、介護による家族の負担軽減を目的としたリフレッシュ事業を協力して実施する。

令和3年度 主任介護支援専門員業務計画

* 地域包括支援センターの主任介護支援専門員（以下「主任ケアマネ」という。）

業務について 年報27ページ

* 地域支援事業の必須事業である包括的支援事業の一つとして、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行う。

1. ケアマネへの個別支援

* 40事業所 92人のケアマネ（R3.4現在）

(1) 各地域包括支援センターの相談を常時受け及び事業所訪問による相談支援

(2) ケアマネが抱える支援困難事例に対し相談助言・指導

(3) ケアマネジメント業務に対する支援

要支援・要介護認定者に対する、介護予防サービス・支援計画・介護サービス計画の作成に関する相談助言

2. 研修会

(1) ケアマネジメント研修会（1～2回予定）

事例検討会を中心に、ケアマネの資質向上を図るための研修会

(2) 課題に対する研修会（随時）

多職種連携について等

(3) スーパービジョン（年6回）

対人援助技術の習得及び指導方法を学び、介護支援専門員への支援技術を、演習を通して学ぶ研修会

(4) 地域でのスーパービジョン（随時）

各委託地域包括支援センターが、担当地区内の居宅支援事業所のケアマネに対するスーパービジョンを行う。

3. 会議等

(1) 自立支援チーム会議（介護予防のための地域ケア個別会議）*2か月に1回

多職種協働による個別事例の検討やケアマネジメント支援を行うことで、高齢者の自立を促し、生活の質の向上を目指すための会議

(2) 地域ケア会議（処遇困難ケース検討会議）*必要時随時

高齢者の多様な個別課題に対し、保健・医療・福祉等にかかわる各種サービス担当者や民生委員、その他関係者等で必要な支援体制についての検討を行う会議

(3) 各種会議・研修会への参加

鹿沼市介護支援専門員連絡会、県西ブロック研修会等

令和3年度 鹿沼東地域包括支援センター事業計画(独自事業)

○センター独自の活動

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが市民に対してわかり易く、親しみを持ってもらえる相談窓口となるよう「高齢者支援センター東」の愛称となり、地域住民へ積極的に愛称を利用し理解を促していくよう取り組んでいきます。

また、関係機関と協働活動を行い、地域ネットワークの構築を図ります。
住み慣れた環境でその人らしく生活できる地域を目指し活動していきます。

①地域とのネットワーク

「認知症サポーター養成講座」、「介護予防各種講座」、「消費生活問題等講座」及び「権利擁護関連講座」等を小・中学校や老人会、自治会活動レベルで提案し、啓発活動を行います。

②介護予防支援

予防の観点を重視し、市と協力し元気アップくらぶ等への参加やほっとホーム、地域のサロン等への参加を通じ、介護予防に関する講座等を開催するとともに高齢者の健康増進に関する啓発を行います。

③ケアマネジメント支援

東包括支援センター地区管内の介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントを地域で展開できるよう後方支援をするとともに、担当地区内の居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じ気づきの事例検討会を行います。

④認知症支援

専門機関との連携を密に行い、地域の認知症の方や家族等への相談支援を継続し早期発見・早期治療に結びつくよう支援します。

⑤広報活動

総合相談の窓口としてセンターを紹介する独自の「鹿沼東地域包括支援センターだより～ひがし風～」を製作し、地域の皆さまに情報発信を行います。

令和3年度 鹿沼東部台地域包括支援センター事業計画(独自事業)

○センター独自の活動

感染症対策に留意しながら、できるところから、地域課題に基づく独自事業を展開します。

- ①感染症対策及び遠方のご家族への対応として、オンラインで相談・面談できる環境を整え、安心して相談対応できる機会を確保します。
- ②感染症予防による活動制限の代替えとして、ホームページやコミセンだよりを活用し、外部に向け情報発信します。
- ③エリア内の交番と顔の見える関係づくりを行い、認知症や精神疾患のケース等で連携を図ることができるようにします。
- ④虐待予防の普及啓発活動を行い、早期発見・対応につなげます。
 - ・ 民児協定例会でチラシを配布し、虐待対応の現状を伝える。
 - ・ 自治会の回覧でチラシを配布し、自治会長と虐待対応の現状を共有する。
- ⑤見守り活動会議を兼ね、自治会長、民生委員、ケアマネとの情報交換会を自治会単位で実施し、顔の見える関係づくりに取り組みます。

令和3年度 鹿沼北地域包括支援センター事業計画(独自事業)

○センター独自の活動

「地元地域との密着」を目的に、以下の活動を実施します。

①広報誌の配布

②老人会・ほっとサロンの訪問

連携を深めたり、包括独自の出前講座メニューを作成し、要望に応じて講座を開催します。

③菊沢地区転倒予防教室

上記教室を開催し、菊沢元気アップクラブを立ち上げられるよう、市と協力して支援します。

④「オレンジホーム」と地域に向けての活動

地域交流プロジェクトに参加します。

⑤勉強会の開催

- ・多様な生活課題を持つ高齢者が地域で安心して生活ができるよう、担当エリア内の事業所の介護支援専門員等と協働し、学ぶ機会を作りスキルアップを図ります。
- ・法人内在宅介護支援センターと事例検討会や勉強会を行います。

令和3年度 鹿沼中央地域包括支援センター事業計画(独自事業)

○センター独自の活動

地域住民にとってより身近な存在になるために、地域ニーズに対応できるよう以下の活動を実施します。

①介護予防

介護予防の取組みについて地域の高齢者と一緒に考え、現在開催している教室やサロンなどへの関わりを通じて、また、高齢者施設の専門職などの協力を得ながら、地域の高齢者が自主的に健康増進に取り組むことができるように協力します。

②地域とのネットワーク

地域住民や商業施設、高齢者施設などの社会資源との連携を図り、地域ネットワークを構築します。

③ケアマネジメント支援

ケース支援を通してより質の高いケアマネジメントの実践が展開できるよう、職員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員と地域住民との交流もスムーズになるよう連絡調整を図ります。

④認知症支援

認知症の人やその家族等への相談支援を継続すると共に、認知症の早期発見・予防につながるよう、専門機関とのネットワークの構築に努めます。

⑤広報活動

地域包括支援センターの周知と地域の方々への情報発信を目的に、パンフレット等を作成し、商業施設等で配布します。

令和3年度 鹿沼南地域包括支援センター事業計画(独自事業)

○センター独自の活動

地域の身近な相談窓口として、また、地域でその人らしい生活が継続できるよう、地域の方々や関係機関等との連携・ネットワーク作りを進めていきます。

①介護予防活動

- ・ 地域の高齢者の交流や健康増進が図れるよう、高齢者サロン等で介護予防教室等を開催します。
- ・ 開催にあたっては、地域の専門職や関係者との連携や協力を図ります。

②認知症支援

- ・ 認知症のご本人、ご家族が安心して過ごせる居場所作り、相談・情報交換やリフレッシュ等が図れるよう、「認知症カフェいちごの花」を毎月第3土曜日に介護者の会・地域ボランティア・鹿沼市地域包括支援センター・鹿沼市社会福祉協議会・関係機関等と協力して開催します。
- ・ 開催にあたっては、感染症予防に留意し、状況を見極めながら開催します。
- ・ 認知症を地域で見守る地盤・体制作りができるよう、認知症サポーター養成講座等を地域からの依頼を受けて開催します。

③ケアマネジメント支援

- ・ 質の高いケアマネジメントが地域で実践できるよう、担当包括管内の居宅支援事業所の介護支援専門員、関係者と協力し定期的に気づきの事例検討会を開催していきます。

令和3年度 鹿沼西地域包括支援センター事業計画(独自事業)

*昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策の為、市の活動指針を踏まえ、納得できる活動や事業が出来ませんでした。

*今年度は、昨年度の事業が実施できるように、感染症予防対策をしっかりと行い、市とも協議してまいります。

○センター独自の活動

地域に溶け込んだ地域包括支援センターとして、今後も自治会・民生委員・見守り隊・地域ボランティア等と連携し、地域の高齢者をサポートしてまいります。

- ①民生委員や自治会・地域住民、関係機関からの情報をもとに実態訪問調査を実施して、地域の独居・シルバー世帯の把握を行い、ニーズ把握や困難事例へのリスクマネジメントを行います。
- ②介護支援専門員の相談に対応し、居宅介護支援事業所や関連機関との連携と、介護サービス利用者や未利用者の状況把握を行うとともに、必要時の助言や支援チーム構築の協力などを行います。
担当地域内の主任ケアマネと連携し、地域内の気づきの勉強会を開催します。
- ③介護予防の視点を重視し、各日常生活圏域にあるサロンや元気アップくらぶに参加して、健康増進・維持ができるよう、市の出前講座を通じて協力します。

令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター（高齢者支援センター）運営体制

名称	東地域包括支援センター (高齢者支援センター東)	東部台地域包括支援センター (高齢者支援センター東部台)	北地域包括支援センター (高齢者支援センター北)	中央地域包括支援センター (高齢者支援センター中央)	南地域包括支援センター (高齢者支援センター南)	西地域包括支援センター (高齢者支援センター西)
委託法人名	社会福祉法人 津田福祉会	社会福祉法人 朝日会	社会福祉法人 緑風会	上都賀厚生農業 協同組合連合会	社会福祉法人 久寿福祉会	社会福祉法人 信徳会
設置場所	西茂呂デイサービス センター内	木村ビル1階 (特養花の風向かい)	オレンジホームデイ サービスセンター内	老人保健施設 かみつが内	デイサービス センターリズム内	粟野コミュニティ センター内
住所	西茂呂 4-30-1	幸町 2-1-26	富岡 492-2	上殿町 960-2	縦山町 40-2	口粟野 1780
電話番号	63-6559	74-7337	62-9688	64-7236	60-2000	85-1061
開設日時	月～金曜日 8時30分～17時15分					
担当地区 (生活圏域)	北犬飼・鹿沼東部	東部台・鹿沼北部	板荷・菊沢	東大芦・加蘇・ 西大芦・鹿沼中央	北押原・南押原	南摩・粟野・清洲・ 粕尾・永野
高齢者人口※	5,236人	5,948人	4,407人	4,543人	4,662人	4,216人
担当地区面積	28.74 km ²	5.09 km ²	57.66 km ²	157.45 km ²	34.34 km ²	207.34 km ²
職種	職員名	職員名	職員名	職員名	職員名	職員名
管理者	小林 和宏(兼務)	福田 貴子(兼務)	小久保 愛(兼務)	小川 和哉(兼務)	伊藤 とし子(兼務)	小倉 美由紀(兼務)
主任ケアマネ	小林 和宏	丹羽 晃子	小久保 愛	小川 和哉	伊藤 とし子	齋藤 たお子
社会福祉士	丸山 達也	福田 貴子	橋浦 弘恭	堤 忍	中村 早苗	江口 侑弥
保健師等	阿久津 梨永	臼井 祐子・齋藤 八重子	小太刀 礼子	大門 幸子	豊田 和江	小倉 美由紀
プランナー	岡田 ひろみ		横田 正子		河又 申枝	
業務	1 介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○一般介護予防事業 2 包括的支援事業 ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○地域ケア会議推進事業 3 「地域包括支援センター業務マニュアル」により実施できる事業 4 地域包括ケアを行うために必要と市が認めた事業 5 各地域包括支援センター独自の事業					

※統括部署：鹿沼市高齢福祉課 鹿沼市地域包括支援センター（高齢者支援センター鹿沼）

・所長（課長兼務）1 ・保健師2 ・社会福祉士1 ・主任介護支援専門員1 ・事務職員2 ・会計年度任用職員（看護師2）

※ 高齢者人口は令和3年3月31日現在

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

(任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)

No	新任	氏名	団体名等	組織区分
1		おくやま あきひこ 奥山 明彦	上都賀郡市南部地区医師会	(1) 職能団体
2		そうま ひでひと 相馬 英人	鹿沼歯科医師会	(1) 職能団体
3		しもつま かずひこ 下妻 和彦	鹿沼薬剤師会	(1) 職能団体
4		かわた まさかず 川田 雅一	鹿沼地区介護支援専門員連絡会	(1) 職能団体
5	○	きくち みき 菊地 幹	栃木県看護協会県西地区支部	(1) 職能団体
6		ふくだ ひでお 福田 英夫	鹿沼市特養連絡協議会	(1) サービス事業者
7		もりした てるじ 森下 輝治	市内老人保健施設 (たけむらクローバー館)	(1) サービス事業者
8		にしざわ みよこ 西澤 三好子	鹿沼市介護者の会	(2) サービス利用者
9		よしい かずお 吉井 和夫	鹿沼市自治会連合会	(3) 地域関係者
10	○	すずき しげる 鈴木 茂	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	(3) 地域関係者
11	○	すだ ようこ 須田 陽子	鹿沼市ボランティア連絡協議会	(3) 地域関係者
12	○	すずき やすこ 鈴木 康子	鹿沼市老人クラブ連合会	(3) 地域関係者
13		たのい たけし 田野井 武	鹿沼市社会福祉協議会	(3) 地域関係者
14		ふくだ まりこ 福田 真理子	栃木県県西健康福祉センター	(3) 地域関係者
15		おの あつし 小野 篤司	宇都宮短期大学	(4) 学識経験者

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 鹿沼市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営及び中立・公平性の確保並びに本市の地域包括ケアの推進を図るため、鹿沼市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置及び方針及び運営に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること
- (3) その他の地域包括ケアに関すること

(組織等)

第3条 運営協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉部高齢福祉課内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鹿沼市地域ケア会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48の規定に基づき、本市における地域ケア会議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(主催等)

第2条 地域ケア会議は、地域包括支援センター又は高齢福祉課が主催し、設置・運営する。

(構成)

第3条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる会議で構成し、これらの会議は相互に連携する。

- (1) 地域ケア個別会議 地域包括支援センターが主催する。
- (2) 地域ケア推進会議 鹿沼市地域包括支援センター運営協議会において実施するものとする。

(内容)

第4条 地域ケア会議は、法第115条の48第2項の規定により、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 個別ケースの支援方法を多職種で検討することにより、高齢者をはじめとする地域住民の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を図る。
- (2) 地域の関係機関等の相互の連携を推進し、地域包括支援ネットワークの構築を図る。
- (3) 個別ケースの課題分析等から、地域課題を把握する。
- (4) 前号に基づき抽出された課題や検討が必要な事項について、課題解決のため、地域づくり、資源開発及び政策形成へつなげる。

(個人情報保護)

第5条 地域ケア会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、法第115条の48第5項の規定により、地域ケア会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともにその知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

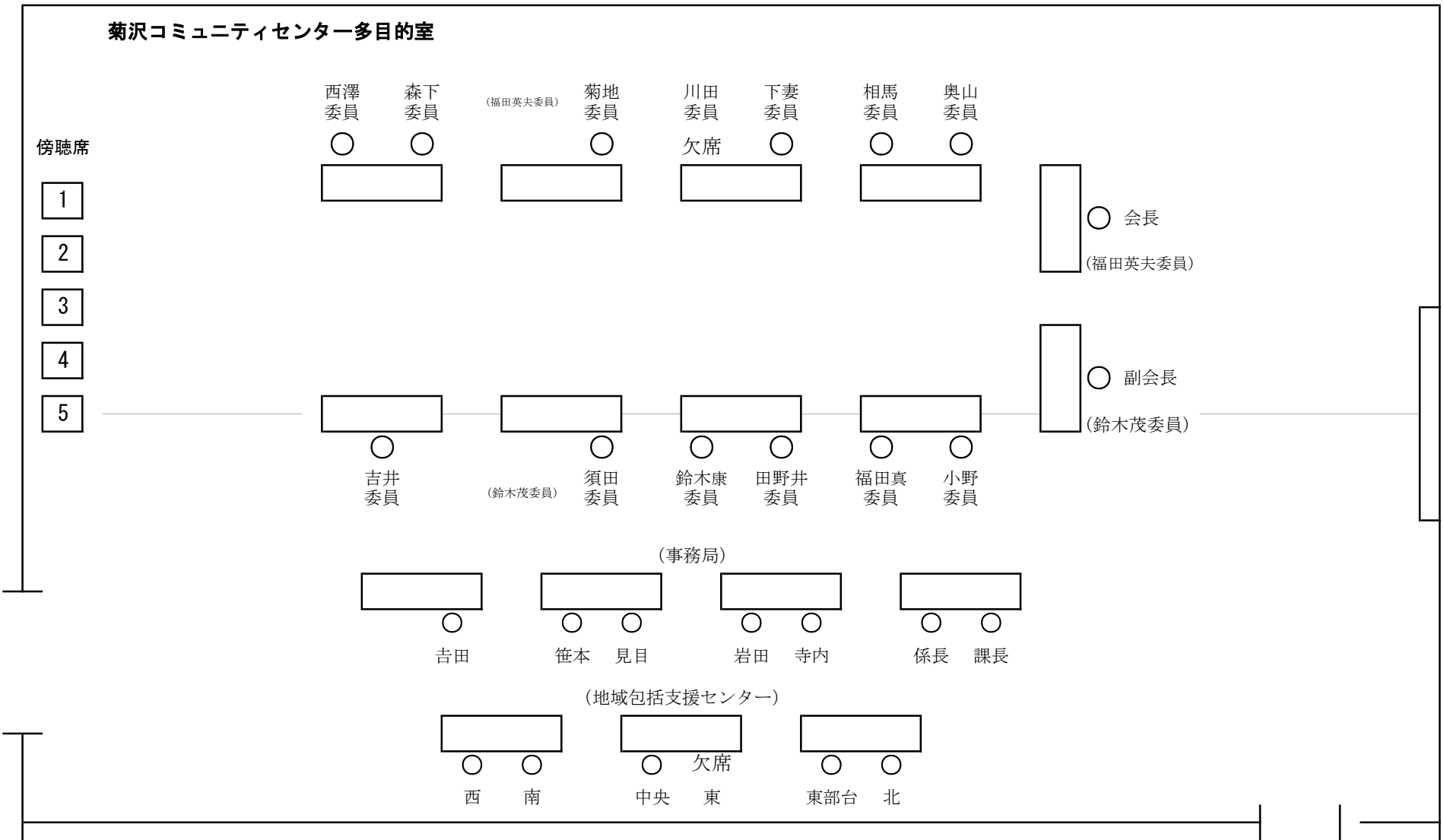
第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 配席図

R3.7.29







鹿沼ケーブルテレビ「自宅で楽しく元気アップ！」

令和3年6月8日（火）からの放送時間

かめまチャンネル第1地上11ch



曜日 時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 5時45分～	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動①～	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動②～	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動③～	お口の体操で 健口づくり	全身すっきり ストレッチ	簡単 リズム体操	お口の清掃で 健口づくり
午後 1時45分～	お口の体操で 健口づくり	簡単 リズム体操	全身すっきり ストレッチ	お口の清掃で 健口づくり	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動③～	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動②～	筋トレで足腰強化 ～KANUMA7 筋力アップ運動①～

※放送時間・内容は変更になる場合があります。詳しくは、鹿沼ケーブルテレビの番組表をご確認ください。

元気アップくらぶ通信 第1号

令和2年7月 発行(毎月発行)

ご協力いただいたアンケート結果から、皆さんの様子や工夫、今できる取り組みについてご紹介します。顔なじみの高齢者支援センター職員も登場します！

【健康状態について】

「筋力低下」「体のだるさ」「気分の高ち込み」「よく眠れない」など心身の不調を約2割の方が感じていました。このような不調は、特別なことでなく誰にでも起こり得ます。不調が続く時は、家族や友人、高齢者支援センターなどに相談したり、無理をせずに病院を受診しましょう。

- 自衛生活による活動量・運動量の低下
- 今までの生活様式や生活リズムの悪化
- 感染や先行きの見えにくい状況への不安 など

【感染予防のための心がけ・工夫について】

「外出時のマスク着用(97.1%)」「手洗い・手指消毒(92.5%)」「外出自粛(85.5%)」など、基本的な感染予防対策は多くの方が実行。ウイルスを持ち込まない、拡げない工夫がたくさん寄せられました。

帰宅したらまず、手洗い・うがいをする	病状などから帰宅したら、靴替えをする	人と話す時は、真正面になるのを避ける	人と話す時は、真真正面に顔を向ける	空いている時間帯に買い物をする	空いている時間帯に買い物をする	自宅帰路、目的地、自宅を離れる際は「うがい・手洗い」	アマイエ
屋外の水通で、手洗いうがい箱を自宅から持ちこる	着た衣類は毎日洗濯する	洋式トイレは扉を閉めて出す	洋式トイレは扉を閉めて出す	買いものを事前にメモして、短時間で買い物を済ませる	買いものを事前にメモして、短時間で買い物を済ませる		

ここで再確認！①マスクの着け方・外し方

感染予防のためのマスク。正しく扱わないと、逆効果になってしまうので注意しましょう。

着用時	●鼻と口をしっかりと覆い、密着させる。 ●着けている時は、マスクの表面を触らない。	外し方	●マスク表面には触れず、ひも部分を持って外す。 ●使ったマスクはゴミ箱に入れて、布マスクは洗濯する。
-----	--	-----	---

マスクをかける前・外した後は手洗いを。マスクの表面には汚れやウイルスが付着している可能性があるため、触った手を洗う。1日に1回を目安に、汚れたらその都度新しい物に交換しよう。

②正しい手の洗い方

洗い時間は約30秒。「ぞうさん」の歌を2番まで歌うのが目安。



元気アップくらぶ通信 第3号

令和2年11月 発行(毎月発行)

秋も深まり山々の紅葉がきれいな季節になりました。皆さん、いかがお過ごしですか。感染症予防を行い、日々の健康を維持して「元気アップ」を心がけましょう。

屋外で元気アップしましょう！

くらぶ活動休止から8〜10か月が経過しました。自宅での取り組みはどうですか。暑さも落ち着いたところで寒くなる前に、感染症対策をとりながら久しぶりに屋外で楽しみましょう。

日	時間	集合場所
11/16(月)	10:00~11:00	上村木町飯田会館隣り神社境内
11/17(火)	13:30~14:30	いちごアリーナ総合体育館南側駐車場
11/18(水)	10:00~11:00	文化活動交流館南側芝生広場 (交流館または情報センター内駐車場をご利用ください)
11/20(金)	10:00~11:00	旧西大井小学校校庭
11/25(木)	13:30~14:30	聖野コミュニティセンター駐車場
11/30(月)	10:00~11:00	桜野自然体験交流センター-宿泊管理棟前駐車場
11/30(月)	13:30~14:30	出合いの森福祉センター駐車場

※自宅から近い、または都合のよい日時の集合場所にお越しください。

- ★内 容：ラジオ体操 ウォーキング
- ★服 装：運動しやすく脱ぎ履きしやすい服・運動靴、マスク着用
- ★持 ち 物：水分補給用の飲み物(フアル不要)
- ★受付時間：午前開催の場合…9:30~9:50
午後開催の場合…13:00~13:20
- ★雨 天 時：中止
- ★通 路：先：高齢福祉課(63-2175)

【感染症予防のため、次のことにご協力ください】

- ひとり1か所を各自に集まりましょう。
- 当日朝に自宅で検温してからお越しください。
- 以下のいずれかに該当する人は参加をご遠慮ください。
 - ・持病があるなど体調に不安がある
 - ・2週間以内に風症状がある
 - ・2週間以内に37.5℃以上の発熱または平熱より1℃以上高い発熱がある
- 密を避けるため、新規の参加はご遠慮ください。

介護予防チャレンジ 目指せ、鹿沼から日本一周！

～始め方～

- ①「運動」「お口の体操」を行います。旅をするには、元気な体が必要ですよ！
 - ②1日に1つ以上取り組みをしたら、好きな都道府県を1つ塗りつぶし、日付を書きます。
 - ③さらに脳トレにもチャレンジ！塗りつぶした都道府県の名刺と県庁所在地を近く書いてみましょう。調べることが脳が活性化します！
- ★旅は1日1か所限定！47日、コツコツ続けましょう。

スタート: 令和2年 月 日()

日本一周達成: 月 日()



【取り組みの例】運動：KANUMA7筋力アップ運動、ラジオ体操、ウォーキング
お口の体操：はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

1日1マス、介護予防50日チャレンジ！

始め方 ①1日に1つ以上介護予防の取り組みをします。1マス塗りつぶし、日付を書きます。②塗りつぶしたマスに、好きな都道府県を1つ塗りつぶし、日付を書きます。③さらに脳トレにもチャレンジ！塗りつぶした都道府県の名刺と県庁所在地を近く書いてみましょう。調べることが脳が活性化します！

スタート

①お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

②お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

③お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

④お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑤お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑥お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑦お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑧お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑨お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑩お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑪お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑫お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑬お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑭お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑮お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑯お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑰お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑱お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑲お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

⑳お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉑お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉒お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉓お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉔お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉕お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉖お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉗お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉘お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉙お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉚お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉛お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉜お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉝お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉞お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㉟お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊱お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊲お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊳お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊴お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊵お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊶お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊷お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊸お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊹お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

㊺お口の体操、はきり踏み、口唇体操、歌、新聞や本音読、電話等でのおしゃべり

はっきり読み発音練習(生活編)

1	あ	か	ぬ	ま	で	く	ら	す	よ	か	け	き	く	け	こ	か
2	さ	っ	ぱ	り	す	っ	き	り	さ	せ	し	ス	セ	ソ	サ	
3	た	の	し	く	たい	そう	た	て	ち	つ	て	と	た			
4	な	か	ま	と	れ	ん	ら	く	な	ね	に	又	ね	の	な	
5	は	ぶ	ら	し	は	み	が	き	ハ	ヘ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ハ	
6	ま	い	に	ち	ま	え	む	き	マ	メ	ミ	ム	メ	モ	マ	
7	や	す	ん	で	や	ろ	う	よ	ヤ	エ	ユ	エ	ヨ	ヤ		
8	ら	ん	ら	ん	る	ん	ら	ん	ラ	レ	リ	ル	レ	ロ	ラ	
9	わ	ら	っ	て	わ	い	わ	い	ワ	エ	ウ	エ	オ	ワ		
10	が	ん	ば	り	す	ぎ	な	い	ガ	ゲ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ガ	
11	ざ	つ	が	く	ず	ら	ず	ら	サ	ゼ	ジ	ズ	ゼ	ソ	ザ	
12	だ	ん	す	が	だ	い	す	き	ダ	デ	チ	ツ	デ	ド	ダ	
13	ば	ら	ん	す	き	た	え	て	バ	ベ	ビ	ブ	ベ	ボ	バ	
14	ば	わ	ふ	る	ば	わ	ー	だ	バ	ベ	ビ	ブ	ベ	ボ	バ	
15	き	や	く	り	よ	く	き	ゅう	ぞう	キ	キ	エ	キ	キ	エ	キ
16	し	や	き	っ	と	し	や	き	し	や	き	シ	ヤ	キ	シ	ヤ
17	ち	や	れ	ん	じ	ち	ゃ	ん	す	だ	ち	ゃ	ち	ゃ	ち	ゃ
18	こ	ん	に	ゃ	く	に	ゃ	く	に	ゃ	く	ニ	ャ	ク	ニ	ャ
19	み	ゃ	く	ど	う	み	ゃ	く	み	ゃ	く	ミ	ャ	ク	ミ	ャ
20																

1日1マス、介護予防50日チャレンジ!

始め方 ①1日に1つ以上の介護予防の取り組みをしたら、口を動かして笑顔になります。
 ②書いてある順番に挑戦し、さらに笑顔アップ! しましょう。笑顔があなたの目(目)も明るくします。
 【取り組みの例】運動: KANUNUMA7 認知アップ運動、ラジオ体操、ウォーキング
 その他の例: はっきり読み、口唇体操、腕、肘関節の柔軟性、肩関節の柔軟性、肩甲骨のストレッチ



介護予防チャレンジ 目指せ、鹿沼から栃木一周!

- ～始め方～
- ①「運動」「お口の体操」を行いましょう。病をすることは、元気な体が必要です!
 - ②1日に1つ以上取り組みをしたら、好きな市町を1つ塗りつぶし、日付を書きます。
 - ③さらに脳トレにもチャレンジ!
塗りつぶした市町名や名産品・名所などを書いてみましょう。調べることが脳が活性化します!
- ★旅は1日1か所限定! 25日、コツコツ続けましょう。



スタート:令和3年 月 日()
 栃木一周達成: 月 日()



【取り組みの例】運 動: KANUNUMA7 認知アップ運動、ラジオ体操、ウォーキング
 お口の体操: はっきり読み、口唇体操、腕、肘関節の柔軟性、肩関節の柔軟性、肩甲骨のストレッチ





令和3年度 第1回地域包括支援センター運営協議会における意見等一覧

【別紙】

No.	委員名	区分	意見・質問等の内容	事務局回答の要否
1	福田会長	意見	<p>新型コロナに感染したかしないかの対応に苦慮してきた。一番の苦労は情報共有ができないこと、それで判断に迷う部分があり今もなお悩んでいる。個人情報やプライバシーの問題があるが、感染症対策の中では医療、介護、行政、そして地域の中で一定程度の情報共有が必要と感じている。それがなくては、防げるものも防げない。今でも悩んでいるところである。</p> <p>包括職員の動きは、訪問やケース対応などの感染の面でいろいろな心配もある。できるだけ安心して包括本来の活動ができるようにするのが我々の責務であると感じている。</p>	否
2	奥山委員	意見	<p>これまでは高齢者の感染や重症化が多かった。地域医療を守ることについては、地域の方々の協力なしにはできない。ワクチン接種は高齢者優先で進み、比較的スムーズにいったと思う。</p> <p>接種がまだの方、具体的には同居やコミュニケーションに難がある方に対し、接種の促進や利便を図ることが必要と考えている。</p>	否
3	福田会長	意見	<p>先ほどの事務局の説明について、多様な活動をしているがそれがなかなか見えないときもあると感じる。本日の説明のように要点を絞り込んで具体的に説明するも必要であると感じた。</p>	否
4	鈴木副会長	意見	<p>民生委員の活動を日常行っている。自分が住む地域は南押原地域だが、高齢者サロンや元気アップくらぶ等に積極的な地域であった。新型コロナの影響により、楽しみにしていた方が元気をなくし、閉じこもり、亡くなった方もいると聞いて驚いた。地域の高齢者は、「いつ再開できるのか」と期待している。他の地域では、ウィズコロナでもできることがあるかということを考えている。</p> <p>事務局の報告で包括における情報提供や動画でのステイホームの啓発を見て思ったが、ワクチン接種後の高齢者が活動できるようなものを示してもらいたい。</p> <p>人とのコミュニケーション、活動の場への参加により元気をもらい、気力を養えるような活動を地域でもやっていきたい。南押原地域ではサロン等を友遊館で実施しているが、今後どのように進めるか悩んでいるところである。「コロナの状況により」とおあずけの状態である。高齢者を「元気にするためのアドバイス」をいただければと思う。</p>	否
5	小野委員	意見	<p>新型コロナにより、通常と違った状況の中で苦労があったと思う。未だ終息の見通しが見えない中、これまで以上に感染対策の強化が必要と考える。活動の制限による閉じこもり、健康状態の維持や働き方改革の影響による虐待も注視しなければならない。</p> <p>また、新型コロナウイルスという未知の物への不安による差別に目を向ける必要がある。今後差別的なところが心配される場所であり、差別につながらないような視点を加えて活動願いたい。</p> <p>正しい知識と感染対策、正しい知識に基づく日常生活、そして他者を思いやれるような活動によるプラスの連鎖となることを願っている。</p> <p>独自事業におけるサロン等の場での感染対策に加え、正しい知識や差別の防止を伝えていただきたい。</p> <p>可能であれば実態訪問調査の内容（閉じこもりや虐待等の情報）を全体で共有できるような体制づくりに努めてもらいたい。</p>	否

令和3年度 第1回地域包括支援センター運営協議会における意見等一覧

【別紙】

No.	委員名	区分	意見・質問等の内容	事務局回答の可否
6	菊地委員	意見	<p>資料1 ページの地域ケア推進会議について、鹿沼市における市全体での課題の把握や政策形成は何となくイメージできるが、それを具体的に見えるような形で記載、お示し願いたい。</p> <p>また、各地域の特性を踏まえた高齢者の生活支援上の課題を教えてください。</p> <p>さらに、市の取組みについて意見交換の場があるとよい。</p>	否
7	西澤委員	意見	<p>「この街で笑顔で生きる認知症」のリーフレットを配布させていただいた。今年は9月21日が世界アルツハイマーデーであり、リーフレットの配布をする予定。例年ならば街頭啓発を行うが、今年はしないようにとのことなのでリーフレットを各施設に設置・配布願いたい。</p> <p>南包括と認知症カフェ「いちごの花」を運営している。他の認知症カフェと違い、認知症患者本人とその家族が楽しんでもらうことが目的。最近カフェに通っていた認知症の患者が亡くなったことを聞いたが、最期までカフェに行きたいと楽しみにしていたと聞いて、また頑張らねばと思ったところである。</p> <p>今後も頑張るので、よろしく願いたい。</p>	否